

別表第2 消費収支計算書記載科目（第19条関係）

消費収入の部		備 考
科 目	目	
大 科 目	小 科 目	
学生生徒等納付 金	授 業 料	聴講料、補講料等を含む。
	入 学 金	
	実 験 実 習 料	教員資格その他の資格を取得するための実習料を含む。
	施 設 設 備 資 金	施設拡充費その他施設・設備の拡充等のための資金として徴する収入をいう。
	手 数 料	
	入 学 検 定 料	その会計年度に実施する入学試験のために徴収する収入をいう。
	試 験 料	編入学、追試験等のために徴収する収入をいう。

寄付金	証明手数料	在学証明、成績証明等の証明のために徴収する収入をいう。
	特別寄付金	用途指定のある寄付金をいう。
	一般寄付金	用途指定のない寄付金をいう。
	現物寄付金	土地、建物等の受贈額をいう。
補助金	国庫補助金	日本私立学校振興・共済事業団からの補助金を含む。
	地方公共団体補助金	
資産運用収入	奨学基金運用収入	奨学基金の運用により生ずる収入をいう。
	受取利息・配当金	預金、貸付金等の利息、株式の配当金等をいい、奨学基金運用収入を除く。
	施設設備利用料	
資産売却差額		資産売却収入が当該資産の帳簿残高を超える場合のその超過額をいう。
事業収入	補助活動収入	食堂、売店、寄宿舎等教育活動に付随する活動に係る事業の収入をいう。
	附属事業収入	附属機関（病院、農場、研究所等）の事業の収入をいう。
	受託事業収入	外部から委託を受けた試験、研究等による収入をいう。
	収益事業収入	収益事業会計からの繰入収入をいう。
	雑収入	固定資産に含まれない物品の売却収入その他学校法人に帰属する上記の各収入以外の収入をいう。
	廃品売却収入	売却する物品に帳簿残高がある場合には、売却収入が帳簿残高を超える額をいう。

支出の部

科 目		備 考	
大 科 目	小 科 目		
人 件 費	教員人件費	<p>教員（学長、校長又は園長を含む。以下同じ。）に支給する本俸、期末手当及びその他の手当並びに所定福利費をいう。</p> <p>教員以外の職員に支給する本俸、期末手当及びその他の手当並びに所定福利費をいう。</p> <p>理事及び監事に支払う報酬をいう。</p> <p>退職給与引当金への繰入れを行っていない場合には、当該会計年度における退職金支払額を退職金として記載するものとする。</p> <p>教育研究のために支出する経費（学生、生徒等を募集するために支出する経費を除く。）をいう。</p> <p>電気、ガス又は水の供給を受けるために支出する経費をいう。</p> <p>貸与の奨学金を除く。</p> <p>教育研究用減価償却資産に係る当該会計年度分の減価償却額をいう。</p>	
	職員人件費		
	役員報酬		
	退職給与引当金繰入額（又は退職金）		
	教育研究経費		消耗品費
			光熱水費
			旅費交通費
			奨学費
			減価償却額
	管理経費		消耗品費
光熱水費			

借入金等利息	旅費交通費 減価償却額	教育研究用減価償却資産以外の減価償却資産に係る当該会計年度分の減価償却額をいう。
資産処分差額	借入金利息 学校債利息	資産の帳簿残高が当該資産の売却収入金額を超える場合のその超過額をいい、除却損又は廃棄損を含む。
徴収不能引当金繰入額（又は徴収不能額）		徴収不能の見込額を徴収不能引当金に繰り入れていない債権について当該会計年度において徴収不能となった場合には、当該徴収不能の金額を徴収不能額として記載するものとする。

- (注) 1 小科目については、適当な科目を追加し、又は細分することができる。
- 2 小科目に追加する科目は、形態分類による科目でなければならない。ただし、形態分類によることが困難であり、かつ、金額がきん少なものについては、この限りでない。
- 3 大科目と小科目の間に適当な科目を設けることができる。
- 4 都道府県知事を所轄庁とする学校法人にあつては、教育研究経費の科目及び管理経費の科目に代えて、経費の科目を設けることができる。